

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人七尾みなと福祉会（以下、「法人」という）の役員報酬および費用弁償について定めたものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事の勤務報酬)

第3条 理事長が、法人及び施設運営のための業務に従事した場合は、別表1に定める報酬（勤務報酬）を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務に従事した場合は、別表2に定める報酬（勤務報酬）を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合、並びに指導検査への立会に従事した場合は、別表1に定める報酬（勤務報酬）を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人の業務のために出張したときは、別表2に定める日当を支給することができる。

2 旅費に関するその他は、常勤役職員の旅費規程を適用する。

3 通常の旅費以外で、出張の業務遂行上必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(実費弁償)

第6条 役員が、法人の業務に従事するために支出した経費は、その実費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用せず、職員に係わる諸規程を適用する。

(支給日)

第8条 役員報酬及び実費弁償費（出張旅費の精算を含む）は、毎月末で締めて、翌月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第9条 この規定の改廃については、理事会の議決を要する。

付則1 この規定は、平成24年2月1日より適用する。

別表1

名称	区分	報酬	備考
勤務報酬	理事長	1日30,000円	
	理事	1日10,000円	
監事監査・指導報酬等	監事	1日10,000円	

別表2

名称	支給額	備考
日当	1日10,000円以内	その他は、旅費規程による